

# 保育所及び認定こども園における 保育士等の配置に係る特例の見直しの方向性について

## 【特例設定にあたっての当初の考え方】

待機児童対策として保育の受け皿拡大に取り組む中、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため特例を実施するもの。



## 【今回見直しにあたっての考え方】

特例の見直しにあたっては、これまでの保育サービスの利用や保育所等の整備などの進捗状況を踏まえて、そのあり方を検討するとしていたところ。



## 【現状及び課題について】

- ☆ 利用児童、保育所数、定員ともに年々増加しているものの、待機児童は解消されておらず、潜在的待機児童は年々増加している。
- ☆ 待機児童発生の最大の要因は、保育士不足であるが、待機児童が発生していない保育所であっても、受入児童の増加や新制度への対応など、保育士の業務負担は年々増加しており、一部の保育所では保育士の離職が深刻な状況。
- ☆ 特例導入の際、保育の質が懸念されることから、実施地域を「待機児童及び潜在的待機児童が発生している地域」に限定したところであるが、当該特例は保育所全体で必要となる保育士の最低配置基準を満たした上で、限定的に実施されるものであり、これまでの間、特例を実施している保育所において大きな事故や問題は生じていない。
- ☆ 令和元年10月に始まった「幼児教育・保育の無償化」の影響等に伴い、2号認定へ移行する児童が増え、より長時間の保育を希望する保護者が増加傾向にあることから、これまで以上に保育士にかかる負担の増加が懸念され、ワークライフバランスの実践と相まって、保育士の処遇改善は喫緊の課題となっている。

## 【見直しの方向性について】

次期計画期間においても、引き続き特例の実施が必要であり、子育て支援員を始めとした保育補助者の活用を希望する事業者が増えていることを踏まえて、地域に限定することなく、当該特例が実施できるよう要件緩和を図る一方で、保育士の処遇改善を推進するため、新たな要件の設定を検討したい。

- (例)
- ・ 処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ）を取得していること。
  - ・ ICTの活用など業務負担軽減に関する取り組みが行われていること。
  - ・ 子育て支援員の活用にあたって、保育補助者として担う業務内容を明確にしていること。 など

また、保育の質の低下に繋がらないよう、子育て支援員の活用に関する先進事例の周知を図るとともに、就業している子育て支援員を対象としたフォローアップ研修の実施を検討することとしたい。